

(証券コード 2919)
2021年6月8日

株 主 各 位

福岡市西区今宿青木1042番地1

株式会社 マ ル タ イ

代表取締役社長 見 藤 史 朗

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況も鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月22日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市西区泉一丁目5番1号
山水荘2階 「寿」の間

3. 目的事項

報告事項 第58期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.marutai.co.jp/>) に掲載させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.marutai.co.jp/>) 上の、発信情報をご確認くださいませよう、あわせてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様で、体調不良とお見受けされた方には、スタッフからお声がけさせていただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会では、お土産品の配布・工場見学会は中止させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を色濃く受けた1年となりました。4月の緊急事態宣言発令による企業活動の停滞や外出自粛に伴う消費低迷などによるマイナス成長から、緊急事態宣言解除を経て、持ち直しの動きが見られました。しかし、再び国内の感染者数が増加に転じ、1月には11都府県に緊急事態宣言が再発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の影響は長期化し、未だ感染収束の見通しは立たず、先行きが極めて不透明な状況が続きました。

食品業界におきましては、コロナ禍のもと、食料品を中心とした生活必需品は需要増となったものの、外出自粛による買い控えが続いており、消費行動の変化への対応が迫られています。

このような状況の中で、当社では新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり需要の増加等により、売上高は9,333百万円（前期比9.0%増）、営業利益は976百万円（前期比71.7%増）、経常利益は1,002百万円（前期比66.4%増）、当期純利益は639百万円（前期比55.9%増）となりました。

＜当事業年度中の新発売製品＞

2020年4月	カップめん	縦型紀州梅しそラーメン
	カップめん	縦型長崎えびだし塩ラーメン
6月	皿うどん	ピエトロD付きパリパリサラダ麺
	カップめん	※縦型高菜ラーメン
	カップめん	※縦型マルタイラーメン
7月	カップめん	※縦型ちゃんぽん
8月	袋めん	袋・一幸舎監修豚骨ラーメン5食
	カップめん	味よか隊醤油ラーメン長崎
9月	棒ラーメン	※マルタイラーメン
	棒ラーメン	※屋台とんこつ味棒ラーメン
	棒ラーメン	※ごましょうゆ味棒ラーメン
10月	棒ラーメン	※醤油とんこつ棒ラーメン
	棒ラーメン	※辛子高菜風味棒ラーメン
11月	棒ラーメン	BO-RAMEN
	棒ラーメン	※屋台とんこつ味棒ラーメン5食入
2021年1月	棒ラーメン	※マルタイラーメン5食入
2月	棒ラーメン	長崎レモン豚骨ラーメン
	棒ラーメン	宮崎辛麺風ラーメン
	皿うどん	野菜宣言サラダ麺チキン風味
	皿うどん	野菜宣言サラダ麺チョレギ風味

(※印はリニューアル発売製品)

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は2,003百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ①当事業年度中に完成した主要設備
福岡工場製造設備の改善工事
佐賀新工場（仮称）建設用地の取得
- ②当事業年度中において継続中の主要設備の新設、拡充
佐賀新工場（仮称）の新設

なお、これらに要した設備資金は、自己資金をもって充当いたしました。

(3) 会社の対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、前年の新型コロナウイルス感染拡大に伴う急激な景気の減速が続いており、感染収束の目途が未だたっていないことから先行きが不透明な経済状況が本年も続くことが予想されます。

即席麺業界においては、前年は外出自粛に伴う巣ごもり需要の後押しがあったものの、新型コロナウイルス感染の状況と影響による市場の不透明さに加え、食の安全・安心への対応強化、原材料および資材など各種コストの上昇、さらに景気後退とそれに伴う雇用・所得環境の悪化による消費者の節約志向等により、厳しい経営状況が続くと思われまます。

このような状況のもと、当社は以下の事項を対処すべき重要な課題として取り組んでまいります。

① 製品の品質と安全性の確保

食品企業として最重要課題である「品質と安全・安心の確保」に向け、ISO、JASの基準順守に加え、FSSC22000の認証取得を推進し、製品の品質管理の徹底とさらなる向上を図ります。また、高品質な製品を安定して提供し続ける新工場の建設を推進してまいります。

② 経営効率化の推進

厳しい競争においても利益を確保できる企業体質を目指し、効率化をさらに推進し一層のコストの削減を図ってまいります。特に近年高騰しております物流分野におきましては物流チェーンの体系の見直しや改革を推進してまいります。

③ 製品開発力の強化

消費者のニーズ、嗜好を調査・把握し、美味で高品質な新製品を開発・販売してまいります。お客さまに満足いただける美味しさにこだわるとともに、販売エリアのニーズに沿った製品を開発し、投入することで市場の拡大を図ってまいります。

④ 人材育成と組織力の向上

企業の価値を高め、成長させる原動力は人材であるとの理念のもと、社員が期待される役割と果たすべき責任を十分理解し、効率的かつ効果的に業務を遂行できるよう一層の人材育成に努めてまいります。また、組織活性化への取り組みや各種プロジェクト・ワーキングを通じた組織力の向上を行ってまいります。

⑤ 企業の社会的責任および地域貢献への取り組み

企業活動を通じた社会の持続可能な成長に向け、SDGsへの取り組みを推進し環境負荷低減や原材料ロスの削減を図ります。また、これまで行ってきた災害発生時の即席麺提供などの地域貢献、社会貢献を行ってまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 第 55 期	2018年度 第 56 期	2019年度 第 57 期	2020年度 (当事業年度) 第 58 期
売 上 高(千円)	8,178,483	8,251,154	8,565,427	9,333,454
経常利益(千円)	458,431	475,645	602,096	1,002,073
当期純利益(千円)	369,650	336,966	410,018	639,131
1株当たり当期純利益(円)	193.43	176.34	214.57	334.48
総 資 産(千円)	9,588,846	9,702,319	10,132,648	11,018,294
純 資 産(千円)	7,589,426	7,775,111	8,030,356	8,701,632

(注) 1. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第55期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)を第56期の期首から適用しており、第55期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社は即席めん等の製造販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
福 岡 工 場	福 岡 県	大 阪 営 業 所	大 阪 府
佐 賀 工 場	佐 賀 県	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県
福 岡 営 業 所	福 岡 県	東 京 営 業 所	東 京 都
広 島 営 業 所	広 島 県		

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

使 用 人 数	前期末比増減数
180名	8名増

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,750,000株
(2) 発行済株式の総数 1,910,800株（自己株式11,200株を除く。）
(3) 株主数 885名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
西 部 瓦 斯 株 式 会 社	641,000株	33.55%
サ ン ヨ ー 食 品 株 式 会 社	385,000株	20.15%
株 式 会 社 福 岡 銀 行	83,310株	4.36%
凸 版 印 刷 株 式 会 社	61,600株	3.22%
丸 東 産 業 株 式 会 社	51,700株	2.71%
株式会社シマ・クリエイティブハウス	43,800株	2.29%
大 陽 製 粉 株 式 会 社	41,800株	2.19%
株 式 会 社 福 岡 中 央 銀 行	38,400株	2.01%
日本トーカンパッケージ株式会社	34,200株	1.79%
藤 田 喜 代 子	32,400株	1.70%

（注）持株比率は自己株式（11,200株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
見藤 史朗	取締役社長(代表取締役)	
吉留 郁	常務取締役(管理本部長兼製造本部長兼総務部長兼基幹システム開発プロジェクト部長)	
安達 誠	常務取締役(営業本部長)	
松岡 悦雄	取締役(経理部長)	
二宮 浩	取締役	サンヨー食品(株)取締役 経営企画部長
鬼木 和夫	取締役	(株)福岡銀行顧問
関 光雄	常勤監査役	
藤本 周二	監査役	アネーラ税理士法人理事長 九州有限責任監査法人代表社員 エスペランサコンサルティング(株) 代表取締役 九州M&Aサポート(株)代表取締役
高山 健司	監査役	西部瓦斯(株)常務執行役員

- (注) 1. 取締役二宮浩氏及び鬼木和夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤本周二氏及び高山健司氏は、社外監査役であります。

3. 監査役藤本周二、監査役高山健司の両氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・ 監査役藤本周二氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・ 監査役高山健司氏は、西部瓦斯株式会社に長年勤務し、2018年4月から現在に至るまで、西部瓦斯株式会社の常務執行役員としての要職に就いております。
4. 当社は社外取締役鬼木和夫氏及び社外監査役藤本周二氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当
藤本 亨	2020年6月19日	任期満了	監査役

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役並びに重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約更新しております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上の対価としてのインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には固定報酬としての基本報酬と賞与で構成し、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で取締役会の決議により支給する。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、業績への貢献度、在任年数、他社水準に応じた報酬配分テーブルを用い、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 賞与の個人別の額の決定に関する方針

当社の取締役の賞与は、事業年度の会社業績、従業員賞与の水準等を勘案し決定するものとする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額			
		基 本 報 酬	賞 与	退 職 慰 労 金	
取 締 役	6名	51,864千円	20,899千円	6,145千円	78,908千円
(うち社外取締役)	(2名)	(3,600千円)	(1,440千円)	(461千円)	(5,501千円)
監 査 役	4名	15,000千円	—	1,035千円	16,035千円
(うち社外監査役)	(3名)	(3,600千円)	(—)	(335千円)	(3,935千円)
合 計	10名	66,864千円	20,899千円	7,180千円	94,943千円
(うち社外役員)	(5名)	(7,200千円)	(1,440千円)	(796千円)	(9,436千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人兼務部分に対する給与等相当額12百万円は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額20百万円（取締役6名に対し20百万円（うち社外取締役2名に対し1百万円））。
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額7百万円（取締役6名に対し6百万円（うち社外取締役2名に対し0.4百万円）、監査役3名に対し0.9百万円（うち社外監査役2名に対し0.2百万円））。
3. 取締役の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第53期定時株主総会において年額1億2百万円以内（うち社外取締役年額6百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役は2名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第53期定時株主総会において月額1.5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
5. 取締役会は、代表取締役見藤史朗に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価分配の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金及び弔慰金

2020年6月19日開催の第57期定時株主総会決議に基づき、退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役1名に対し9百万円
- ・監査役1名に対し0.5百万円（うち社外監査役1名に対し0.5百万円）
（各金額には、上記②及び過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額として、取締役1名9百万円、監査役1名0.5百万円（うち社外監査役1名0.5百万円）が含まれております。）

上記の取締役の報酬等の総額には、前事業年度に逝去した取締役1名に対する弔慰金7百万円は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 二宮浩

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

サンヨー食品株式会社取締役経営企画部長であります。サンヨー食品株式会社は、当社の大株主であり、当社は同社に製品の製造委託をしております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された、取締役会11回のうち10回に出席いたしました。企業経営者としての経験を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と二宮浩氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

② 取締役 鬼木和夫

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社福岡銀行顧問であります。株式会社福岡銀行と当社との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された、取締役会11回のうち10回に出席いたしました。永年にわたる金融機関等の経験を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と鬼木和夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 監査役 藤本周二

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

アネーラ税理士法人理事長及び九州有限責任監査法人代表社員並びにエスペランサコンサルティング株式会社代表取締役、九州M&Aサポート株式会社代表取締役であります。アネーラ税理士法人及び九州有限責任監査法人並びにエスペランサコンサルティング株式会社、九州M&Aサポート株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された、取締役会11回のうち10回、監査役会7回全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき適宜必要な発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と藤本周二氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 監査役 高山健司

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

西部瓦斯株式会社常務執行役員であります。西部瓦斯株式会社は、当社の大株主であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

2020年6月19日就任以降に開催された、取締役会8回のうち6回、監査役会6回のうち4回に出席いたしました。企業経営者としての経験を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき適宜必要な発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と高山健司氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

- ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 19,000千円

(注) ①当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

②監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査実施状況、報酬見積り等を確認した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行いました。

- ・会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 19,000千円

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関し、当社の基本方針を次のとおり決定いたしました。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に定める決定事項の審議・決定や報告事項の報告を通じて、取締役が法令及び定款その他社内規程に適合した職務執行を行うことを管理・監督する。
 - イ 監査役は、原則取締役会に出席し、取締役の業務執行を監査する。
 - ウ 公正性、透明性、迅速性のある経営体制の確立のため、取締役は法令、定款、規程等を遵守する企業風土の醸成と各種リスクの回避に努める。
 - エ 監査部は、各部門の業務執行が法令・定款に適合しているか内部監査を行う。
 - オ 法令、定款、規程等に反する行為等を早期に発見し、是正することを目的に内部通報制度を設ける。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制
 - ア 取締役の職務執行・意思決定に係る情報を会議議事録及び申請書等に保存する。
 - イ 監査役は、当該文書を閲覧できる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア 購買管理関係規程、販売管理関係規程、経理関係規程、その他の各種管理規程に基づき損失の危険の管理を徹底する。
 - イ 平常時及び緊急時のリスク管理体制を整備し、損害発生 of 未然防止並びに損害発生時の被害極小化及び情報の適正開示を図る。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア 定例の取締役会の他、社長を議長とする経営会議を毎月開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る審議・報告を行う。
 - イ 年次業務計画を定め、達成すべき目標を明確にし、進捗状況を取締役に報告する。
 - ウ 取締役の報酬の一部には、役員賞与として業績を反映させる。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ア 監査役会及び監査役の業務の補佐は、監査部が行う。
- ⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ア 監査部役職者の人事を行う場合は、監査役の同意を得る。
 - イ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査部所属の使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ア 取締役及び使用人は、直接又は監査部を経由して、次の事項を監査役会又は監査役に報告する。
 - (ア) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある場合は、その事実
 - (イ) 法令もしくは定款に違反する行為をするおそれのある場合は、その事実
 - (ウ) 会社の経営又は業績に大きく影響を及ぼす重要な事項
 - (エ) 内部通報制度に基づく通報の状況
 - (オ) 監査役会又は監査役が、監査上有用と認め報告を求めた事項
 - イ 報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ 監査役監査の実効性確保のための体制
- ア 監査役が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。
 - イ 監査役が職務を執行する上で、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ア 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行うとともに、当該システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

ア 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係をもたず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

【業務の適正を確保するための体制の運用の状況】

当社の当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行体制

取締役会を11回、経営会議を19回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の審議・決議を行うとともに、取締役の職務の執行状況について監督を行いました。

② 監査役の監査体制

監査役は、取締役会の他、経営会議、事業リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況について聴取しております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の運用状況を、監査部が実施する内部統制監査を通じて確認しております。

③ コンプライアンスの推進並びにリスクの管理

従業員等の法令遵守状況や各種リスクの発生状況について調査するとともに、事業リスク管理委員会を2回開催し、問題の早期発見と改善措置に取り組みました。また、全社員に向けてコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めました。

(本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,942,771	流 動 負 債	2,003,254
現金及び預金	853,102	支払手形	232,780
売掛金	2,303,929	買掛金	770,775
有価証券	1,300,000	リース債務	7,194
製品	244,228	未払金	627,317
仕掛品	45,917	未払費用	37,438
原材料	66,592	未払法人税等	218,093
貯蔵品	1,665	未払消費税等	17,071
前払費用	7,823	預り金	7,404
未収入金	119,364	賞与引当金	64,279
その他	148	役員賞与引当金	20,899
固 定 資 産	6,075,522	固 定 負 債	313,407
有 形 固 定 資 産	5,043,866	リース債務	24,885
建物	1,482,298	繰延税金負債	110,045
構築物	61,139	退職給付引当金	131,515
機械及び装置	287,931	役員退職慰労引当金	39,182
車両運搬具	6,671	資産除去債務	7,777
工具器具備品	25,497	負 債 合 計	2,316,662
土地	1,616,618	純 資 産 の 部	
リース資産	30,467	株 主 資 本	8,401,358
建設仮勘定	1,533,242	資本金	1,989,630
無 形 固 定 資 産	113,235	資本剰余金	1,989,711
ソフトウェア	7,206	資本準備金	1,989,711
ソフトウェア仮勘定	100,770	利益剰余金	4,454,533
その他	5,259	利益準備金	66,793
投 資 そ の 他 の 資 産	918,419	その他利益剰余金	4,387,739
投資有価証券	797,773	固定資産圧縮積立金	150,561
出資金	80	別途積立金	2,225,000
従業員長期貸付金	314	繰越利益剰余金	2,012,177
長期前払費用	13,193	自己株式	△32,515
その他	107,058	評価・換算差額等	300,273
		その他有価証券評価差額金	300,273
資 産 合 計	11,018,294	純 資 産 合 計	8,701,632
		負 債 純 資 産 合 計	11,018,294

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,333,454
売 上 原 価		4,882,094
売 上 総 利 益		4,451,360
販売費及び一般管理費		3,474,567
営 業 利 益		976,793
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	14,298	
雑 収 入	12,109	26,408
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	71	
雑 損 失	1,056	1,127
経 常 利 益		1,002,073
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	336	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	63,703	64,039
税 引 前 当 期 純 利 益		938,033
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	296,461	
法 人 税 等 調 整 額	2,440	298,902
当 期 純 利 益		639,131

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金計	自 己 株	株 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益剰余金			
					固定資産圧縮積立金	別途積立金				
当期首残高	1,989,630	1,989,711	1,989,711	66,793	155,787	2,225,000	1,463,362	3,910,943	△32,369	7,857,916
当期変動額										
剰余金の配当							△95,542	△95,542		△95,542
固定資産圧縮積立金の取崩					△5,225		5,225	-		-
当期純利益							639,131	639,131		639,131
自己株式の取得									△146	△146
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	△5,225	-	548,814	543,589	△146	543,442
当期末残高	1,989,630	1,989,711	1,989,711	66,793	150,561	2,225,000	2,012,177	4,454,533	△32,515	8,401,358

	評価・換算差額等		純資産合計
	その 他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	172,440	172,440	8,030,356
当期変動額			
剰余金の配当			△95,542
固定資産圧縮積立金の取崩			-
当期純利益			639,131
自己株式の取得			△146
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	127,833	127,833	127,833
当期変動額合計	127,833	127,833	671,275
当期末残高	300,273	300,273	8,701,632

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

製品、原材料、仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～38年

機械及び装置 10年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末における計上額はありません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 79,741千円
(2) その他の情報

①算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。

当該判断は、収益力に基づく将来の課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

②主要な仮定

収益力に基づく将来の課税所得の十分性を判断するにあたっては、将来の事業計画を基礎としており、当該見積りには、販売品目別の将来の売上予測などの仮定を用いております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,459,663千円 |
| 2. 担保に供している資産 | |
| 建物 | 86,851千円 |
| 土地 | 37,698千円 |
| 計 | 124,550千円 |

上記資産には銀行取引に係る根抵当権が設定されておりますが、当該担保に係る債務はありません。

- | | |
|-------------------|-----------|
| 3. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 119,561千円 |
| 短期金銭債務 | 405,483千円 |

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	25,308千円
仕入高	1,868,365千円
原材料有償支給高	526,610千円
販売費及び一般管理費	18,867千円
営業取引以外の取引高	84千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度の末日における発行済株式及び自己株式の数

	当事業年度期首 株 式 数 個	当事業年度増加 株 式 数 個	当事業年度減少 株 式 数 個	当事業年度末 株 式 数 個
発行済株式				
普通株式	1,922,000	—	—	1,922,000
合 計	1,922,000	—	—	1,922,000
自己株式				
普通株式	11,160	40	—	11,200
合 計	11,160	40	—	11,200

(注) 自己株式の増加株式数40株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	95,542千円	50円	2020年3月31日	2020年6月22日

3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	114,648千円	60円	2021年3月31日	2021年6月24日

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	13,769千円
未払事業所税	1,304千円
賞与引当金	19,605千円
退職給付引当金	40,112千円
役員退職慰労引当金	11,950千円
有価証券評価損	6,289千円
会員権評価損	610千円
資産除去債務	2,372千円
その他	4,949千円
繰延税金資産小計	100,964千円
評価性引当額	△21,222千円
繰延税金資産合計	79,741千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△66,073千円
その他有価証券評価差額金	△123,713千円
繰延税金負債合計	△189,787千円
繰延税金負債(△)の純額	△110,045千円

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については、主に自己資金によっております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については定期的に把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	853,102	853,102	-
(2)売掛金	2,303,929	2,303,929	-
(3)有価証券	1,300,000	1,300,000	-
(4)投資有価証券	753,773	753,773	-
(5)支払手形	(232,780)	(232,780)	-
(6)買掛金	(770,775)	(770,775)	-
(7)未払金	(627,317)	(627,317)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

譲渡性預金については、短期間に決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 支払手形、(6) 買掛金、(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額44,000千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

【関連当事者との取引に関する注記】

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	サンヨー食品株式会社	被所有 直接 20.17%	役員の兼任等 袋めん及び カップめんの 製造委託	原材料の有償支給 製品の仕入	526,610 1,842,853	未収入金 買掛金	115,246 402,970

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 原材料の有償支給は、市場価格から算定した価格及び総原価をサンヨー食品株式会社と協議の上、決定しております。
3. 製品の仕入は、当社製品の市場価格から算定した価格及びサンヨー食品株式会社から提示された総原価を検討の上、決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 4,553円92銭
2. 1株当たり当期純利益 334円48銭

【その他の注記】

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 マルタイ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保英治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷間 薫 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルタイの2020年4月1日から2021年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えるると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 会計監査人の再任の決定

監査役会は審議の結果、第59期事業年度においてEY新日本有限責任監査法人を会計監査人として再任することに決定いたしました。

以 上

2021年5月11日

株式会社マルタイ 監査役会

常勤監査役 関 光 雄 ㊟

社外監査役 藤 本 周 二 ㊟

社外監査役 高 山 健 司 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定配当の維持を基本とし、当期の業績、今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき50円の普通配当とし、これに2020年6月に設立60周年を迎えましたことに対する記念配当といたしまして、1株につき10円を加え、合計60円とさせていただきますと存じます。

また、内部留保資金につきましては、一段の企業体質の強化と今後の事業展開資金として活用し、業績の向上に努める所存であります。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円	総額114,648,000円
-----------------	----------------

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月24日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	見藤史朗 (1958年1月12日生)	1981年4月 西部瓦斯(株)入社 2007年7月 同社総務広報部広報室長 2011年4月 同社エネルギー統轄本部長崎支社佐世保支店長 2013年4月 同社理事長崎支社佐世保支店長 2014年4月 同社理事東京事務所長 2015年4月 同社執行役員東京事務所長 2016年4月 当社顧問 2016年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	1,000株
2	吉留郁 (1959年4月28日生)	1984年4月 西部瓦斯(株)入社 2009年6月 西部ガス設備工業(株)出向 2011年4月 西部ガスエネルギー(株)出向 2014年7月 (公財)福岡労働衛生研究所出向 2015年4月 西部瓦斯(株)理事就任 (公財)福岡労働衛生研究所出向 2017年4月 当社顧問 2017年6月 当社常務取締役 管理本部長 2019年3月 当社常務取締役 管理本部長兼基幹システム開発プロジェクト部長 2019年4月 当社常務取締役 管理本部長兼総務部長兼基幹システム開発プロジェクト部長 2019年6月 当社常務取締役 管理本部長兼製造本部長兼総務部長兼基幹システム開発プロジェクト部長 (現在に至る)	1,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	あ だち まこと 安 達 誠 (1960年2月19日生)	1992年2月 当社入社 1999年4月 当社大阪営業所長 2004年8月 当社福岡営業所長 2006年4月 当社九州統括兼福岡営業所長 2007年4月 当社取締役 営業推進部長兼九州 地区統括兼福岡営業所長 2013年6月 当社取締役 営業部長兼マーケ ティング部長 2015年6月 当社取締役 営業本部長兼営業部 長兼マーケティング部長兼販売促 進室長 2016年6月 当社常務取締役 営業本部長兼営 業部長 2019年3月 当社常務取締役 営業本部長 (現在に至る)	1,000株
4	まつ おか えつ お 松 岡 悦 雄 (1960年11月5日生)	1979年4月 西部瓦斯㈱入社 1998年7月 西部ガスリビング㈱出向 2007年1月 西部瓦斯㈱リビング営業本部 2010年7月 当社出向 経理部部长 2010年10月 当社経理部部长 2019年6月 当社取締役 経理部部长 (現在に至る)	500株
5	にの みや ひろし 二 宮 浩 (1960年7月3日生)	1983年4月 ㈱東京銀行入行 2005年3月 ㈱東京三菱銀行 イスタンブール 駐在員事務所 所長 2006年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行 イスタンブ ール駐在員事務所 所長 2008年4月 ㈱国際金融情報センター出向 2011年4月 ㈱三菱東京UFJ銀行 国際企画部 上席調査役 2012年5月 サンヨー食品㈱出向 経理部長 2014年6月 同社執行役員 経理部長 2015年6月 当社社外取締役 (現在に至る) 2017年3月 サンヨー食品㈱執行役員 経営企 画部長 2018年6月 サンヨー食品㈱取締役 経営企画 部長 (現在に至る)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	※ みやもと ひろゆき 宮本 寛之 (1966年11月29日生)	1992年3月 当社入社 2008年4月 当社東京営業所長 2019年3月 当社販売促進部長兼海外事業室長 2020年4月 当社営業企画部長兼販売促進部長 兼海外事業室長 (現在に至る)	413株
7	※ もりかわ やすあき 森川 康朗 (1958年2月4日生)	1981年4月 ㈱福岡銀行入行 2004年4月 同行総合企画部ALM室長 2010年4月 同行執行役員経営管理部長 ㈱ふくおかフィナンシャルグループ執行役員経営企画部長 2012年4月 ㈱福岡銀行取締役常務執行役員 ㈱ふくおかフィナンシャルグループ執行役員 2014年6月 同社取締役執行役員 (CIO) 2016年4月 ㈱福岡銀行取締役専務執行役員 2017年4月 ㈱ふくおかフィナンシャルグループ取締役執行役員 ㈱親和銀行取締役副頭取 (代表取締役) 2018年4月 ㈱ふくおかフィナンシャルグループ取締役執行委員 (CIO) 2019年4月 ㈱福岡銀行取締役副頭取 (代表取締役) ㈱親和銀行取締役 (非業務執行) 2021年4月 ㈱福岡銀行顧問 (現在に至る)	一株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 二宮浩氏及び森川康朗氏は、社外取締役候補者であります。

4. (1) 二宮浩氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はサンヨー食品㈱の取締役経営企画部長に就いておられ、その豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。

(2) 森川康朗氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は2019年4月から2021年3月まで㈱福岡銀行の取締役副頭取としての要職に就いておられ、その豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。

5. 二宮浩氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
6. 二宮浩氏は、サンヨー食品㈱の執行役員及び取締役として過去2年間報酬を受けていました。同社は当社の主要な取引先（特定関係事業者）に該当いたします。
7. 当社は、二宮浩氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としており、二宮浩氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、森川康朗氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
9. 新任社外取締役候補者である森川康朗氏は、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の実質的要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
10. 各位候補者の所有する当社の株式の数には、マルチ従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって、取締役を退任されます鬼木和夫氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
おに き 木 かず お 夫 鬼 木 和 夫	2019年6月 当社社外取締役 (現在に至る)

以 上

